

感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱</p> <p>（通則）</p> <p>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第61条、検疫法（昭和26年法律第201号）第33条、予防接種法（昭和23年法律第68号）第27条第2項、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和51年法律第69号）（以下「昭和51年一部改正法」という。）附則第3条第2項に係る国庫負担金並びに感染症対策特別促進事業、特定感染症検査等事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、予防接種センター機能推進事業、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業、エイズ対策促進事業、緊急風しん抗体検査等事業（システム改修分）、<u>予防接種法に基づく定期接種（ロタウイルスワクチン）に係るマイナンバー情報連携体制整備事業</u>、リウマチ・アレルギー特別対策事業、療養生活環境整備事業、難病特別対策推進事業、慢性腎臓病（CKD）特別対策事業、循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業、特定疾患治療研究事業、地域保健医療等推進事業、健康的な生活習慣づくり重点化事業、栄養ケア活動支援整備事業、特殊な調理に対応できる調理師研修事業、がん診療連携拠点病院機能強化事業、都道府県健康対策推進事業、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業、がん検診従事者研修事業、がんゲノム情報管理センター事業、希少がん診断のための病理医育成事業、予防接種事故発生調査事業、健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項及び第19条の2（健康増進法施行規則第4条の2第6項を除く。）に基づく健康増進事業及び健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、感染症法、検疫法、予防接種法、地域保健法（昭和22年法律第101号）、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和39年法律第155号）、健康増進法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p>	<p>感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱</p> <p>（通則）</p> <p>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第61条、検疫法（昭和26年法律第201号）第33条、予防接種法（昭和23年法律第68号）第27条第2項、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和51年法律第69号）（以下「昭和51年一部改正法」という。）附則第3条第2項に係る国庫負担金並びに感染症対策特別促進事業、特定感染症検査等事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、予防接種センター機能推進事業、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業、エイズ対策促進事業、緊急風しん抗体検査等事業（システム改修分）、リウマチ・アレルギー特別対策事業、療養生活環境整備事業、難病特別対策推進事業、慢性腎臓病（CKD）特別対策事業、循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業、特定疾患治療研究事業、地域保健医療等推進事業、健康的な生活習慣づくり重点化事業、栄養ケア活動支援整備事業、特殊な調理に対応できる調理師研修事業、がん診療連携拠点病院機能強化事業、都道府県健康対策推進事業、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業、がん検診従事者研修事業、がんゲノム情報管理センター事業、希少がん診断のための病理医育成事業、予防接種事故発生調査事業、健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項及び第19条の2（健康増進法施行規則第4条の2第6項を除く。）に基づく健康増進事業及び健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、感染症法、検疫法、予防接種法、地域保健法（昭和22年法律第101号）、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和39年法律第155号）、健康増進法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p>

(交付の目的) (略)

(交付の対象)

3 この国庫負担(補助)金は、次の事業を交付の対象とする。

[(項) 感染症対策費]

(1) ~ (3) (略)

[(項) 感染症対策費]

(4) 疾病予防対策事業費等補助金

ア 疾病予防事業費等補助金

(ア) 感染症対策特別促進事業

a ~ f (略)

g 令和3年3月29日健発0329第1号厚生労働省健康局長通知の別添7「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種に係る予防接種記録システム改修事業実施要綱」により市区町村が行う事業

(イ) ~ (キ) (略)

(ク) 予防接種法に基づく定期接種(ロタウイルスワクチン)に係るマイナンバー情報連携体制整備事業

令和3年3月29日健発0329第14号厚生労働省健康局長通知の別紙「予防接種法に基づく定期接種(ロタウイルスワクチン)に係るマイナンバー情報連携体制整備事業実施要綱」より市町村が行う事業

イ 予防接種対策事業費補助金

予防接種対策事業

予防接種事故発生調査費

昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」の第10及び平成16年3月30日健発第0330019号厚生労働省健康局長通知の別紙「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱」の第4の2により市町村において設置された予防接種健康被害調査委員会(以下単に「予防接種健康被害調査委員会」という。)が行う予防接種による健康被害に関する調査等の費用に対して都道府県が行う補助事業 (ただし、新型コロナウイルス感染症に係

(交付の目的) (略)

(交付の対象)

3 この国庫負担(補助)金は、次の事業を交付の対象とする。

[(項) 感染症対策費]

(1) ~ (3) (略)

[(項) 感染症対策費]

(4) 疾病予防対策事業費等補助金

ア 疾病予防事業費等補助金

(ア) 感染症対策特別促進事業

a ~ f (略)

(新設)

(イ) ~ (キ) (略)

(新設)

イ 予防接種対策事業費補助金

予防接種対策事業

予防接種事故発生調査費

昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」の第10及び平成16年3月30日健発第0330019号厚生労働省健康局長通知の別紙「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱」の第4の2により市町村において設置された予防接種健康被害調査委員会(以下単に「予防接種健康被害調査委員会」という。)が行う予防接種による健康被害に関する調査等の費用に対して都道府県が行う補助事業

る予防接種によるものを除く)

(5) ~ (7)

[(項) 健康増進対策費]

(8) 疾病予防対策事業費等補助金

ア (略)

イ 健康増進事業費補助金

(ア) 健康増進事業

健康増進法第17条第1項及び第19条の2 (健康増進法施行規則第4条の2第6項を除く。)の規定により実施する次の事業

a 市町村 (指定都市を除く。地方自治法 (昭和22年法律第67号)

第284条第1項の規定による一部事務組合を含む。)及び特別区

が行う事業に対して都道府県が行う補助事業

b 指定都市が行う事業

(イ) 健 (検) 診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業

厚生労働省健康局長が別に定める実施要綱により市町村及び特別区が実施する次の事業

a 健 (検) 診結果等の様式の標準化整備事業

b 健 (検) 診情報連携システム整備事業

(交付額の算定方法)

4 この国庫負担 (補助) 金の交付額は、次により算出された合計額とする。この場合において、3の(4)から(8) ((4) のアの (オ) の事業を除く。) の事業については、区分ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 3の(1)のイ、ウ、(2)、(4)のアの(ア)のa、b、c、e、f、g、(イ) (肝炎ウイルス検査費 (委託医療機関) を除く)、(ウ)、(エ)、(カ)、(キ)、(ク)、(5)のa、エ、オ、(6)、(7)、

(8) のアの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のa (a)、(b)、b (a)、c、d、e、f、(オ)、(カ)、(キ)、

(ク)、(ケ)、イの(ア)のb及び(イ)の事業

ア (略)

(5) ~ (7)

[(項) 健康増進対策費]

(8) 疾病予防対策事業費等補助金

ア (略)

イ 健康増進事業費補助金

(ア) 健康増進事業

健康増進法第17条第1項及び第19条の2 (健康増進法施行規則第4条の2第6項を除く。)の規定により実施する次の事業

a 市町村 (指定都市を除く。地方自治法 (昭和22年法律第67号)

第284条第1項の規定による一部事務組合を含む。)及び特別区

が行う事業に対して都道府県が行う補助事業

b 指定都市が行う事業

(イ) 健 (検) 診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業

厚生労働省健康局長が別に定める実施要綱により市町村及び特別区が実施する事業

(交付額の算定方法)

4 この国庫負担 (補助) 金の交付額は、次により算出された合計額とする。この場合において、3の(4)から(8) ((4) のアの (オ) の事業を除く。) の事業については、区分ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 3の(1)のイ、ウ、(2)、(4)のアの(ア)のa、b、c、e、f、(イ) (肝炎ウイルス検査費 (委託医療機関) を除く)、(ウ)、(エ)、(カ)、(キ)、(5)のa、エ、オ、(6)、(7)、(8)

のアの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のa (a)、(b)、b (a)、c、d、e、f、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、

(ケ)、イの(ア)のb及び(イ)の事業

ア (略)

イ アにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額(3の(1)のウの事業にあつては、検疫法第32条第3項において準用する同条第1項又は2項の規定により徴収した実費の額を含む。)を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。この場合において3の(8)のイの(ア)のbの事業については、種目ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ただし、別表4の対象団体が行う3の(4)から(8)の事業(ただし、3の(4)のアの(ア)のa(新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業に限る。)、(キ)、(8)のアの(ア)のd、(イ)、(ウ)、(エ)のa(b)、c、d、e、f、(カ)、(ク)、(ケ)及び**イの(ア)**の事業を除く。)にあつてはアにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

(4)～(11) (略)

(感染症予防事業費等負担金) (略)

イ アにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額(3の(1)のウの事業にあつては、検疫法第32条第3項において準用する同条第1項又は2項の規定により徴収した実費の額を含む。)を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。この場合において3の(8)のイの(ア)のbの事業については、種目ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ただし、別表4の対象団体が行う3の(4)から(8)の事業(ただし、3の(4)のアの(ア)のa(新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業に限る。)、(キ)、(8)のアの(ア)のd、(イ)、(ウ)、(エ)のa(b)、c、d、e、f、(カ)、(ク)、(ケ)及びイの事業を除く。)にあつてはアにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

(4)～(11) (略)

(感染症予防事業費等負担金) (略)

(疾病予防対策事業費等補助金)

項	1区分	2種目	3 基準額	4 対象経費	5補助率
感染症対策費	(略)				
	感染症対策特別促進事業	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種に係る予防記録システム改修事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種に係る予防記録システムの改修に必要な賃金、旅費、使用料及び賃借料、需用費、役員費、委託費、備品購入費	2 / 3
	(略)				
	予防接種法に基づく定期接種(ロタウイルスワクチン(ロタウイルスワクチン)にマンイバ情報連携整備事業)	厚生労働大臣が必要と認めた額	予防接種法に基づく定期接種(ロタウイルスワクチン)に係るマイナンバー情報連携整備事業に必要な使用料及び賃借料、需用費、役員費、委託費、備品購入費	2 / 3	

(疾病予防対策事業費等補助金)

項	1区分	2種目	3 基準額	4 対象経費	5補助率
感染症対策費	(略)				
	感染症対策特別促進事業	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)				
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(交付額の下限)
5 (略)

(交付の条件)
6 (略)

(申請手続)
7 この国庫負担(補助)金の交付の申請は、次により行うものとする。
(1) 市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区が行う3の(1)のア、イ、ウ、(2)、(4)のアの(ア)のa、b、d、g、(イ)、(カ)、(ク)、(5)のウの(ウ)、(6)、(7)、(8)のアの(ア)のa、b、c、(カ)及びイの(イ)の事業

ア～(2) (略)

(変更申請手続)
8 (略)

(交付決定までの標準的期間)
9 (略)

(負担(補助)金の概算払)
10 (略)

(交付決定の通知)
11 (略)

(実績報告)
12 この国庫負担(補助)金の事業実績報告書は、次により行うものとする。
(1) 市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区が行う3の(1)のア、イ、ウ、(2)、(4)のアの(ア)のa、b、d、g、(イ)、(カ)、(ク)、(5)のウの(ウ)、(6)、(7)、(8)のアの(ア)のa、b、c、(カ)及びイの(イ)の事業

(補助金の額の確定通知)
13 (略)

(負担(補助)金の返還)
14 (略)

(交付額の下限)
5 (略)

(交付の条件)
6 (略)

(申請手続)
7 この国庫負担(補助)金の交付の申請は、次により行うものとする。
(1) 市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区が行う3の(1)のア、イ、ウ、(2)、(4)のアの(ア)のa、b、d、(イ)、(カ)、(5)のウの(ウ)、(6)、(7)、(8)のアの(ア)のa、b、c、(カ)及びイの(イ)の事業

ア～(2) (略)

(変更申請手続)
8 (略)

(交付決定までの標準的期間)
9 (略)

(負担(補助)金の概算払)
10 (略)

(交付決定の通知)
11 (略)

(実績報告)
12 この国庫負担(補助)金の事業実績報告書は、次により行うものとする。
(1) 市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区が行う3の(1)のア、イ、ウ、(2)、(4)のアの(ア)のa、b、d、(イ)、(カ)、(5)のウの(ウ)、(6)、(7)、(8)のアの(ア)のa、b、c、(カ)及びイの(イ)の事業

(補助金の額の確定通知)
13 (略)

(負担(補助)金の返還)
14 (略)

(その他)
15 (略)

(その他)
15 (略)